

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第1項第 1 号および会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2021 年6月2日

株式会社メディカルネット

2021年6月2日

東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
株式会社メディカルネット
代表取締役会長CEO 平川 大

吸収分割に係る事後開示書面

株式会社メディカルネット（以下「吸収分割承継会社」）と株式会社レッツエンジョイ東京（以下「吸収分割会社」といいます）との間で、2021年4月25日付吸収分割契約（以下、「本件吸収分割契約」）に基づき、2021年6月1日を効力発生日として行われた、吸収分割承継会社が、吸収分割会社のレッツビューティー事業に関する権利義務を承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条ならびに会社法第801条第3項第2号の規定に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2021年6月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続きの経過、ならびに第785条、第787条および第789条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）
吸収分割会社においては、本件吸収分割は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）
吸収分割会社においては、本件吸収分割は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、吸収分割承継会社の株主による株主の買い取り請求はありません。
 - (3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）
吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っていません。
 - (4) 債権者異議手続について（会社法第789条）
吸収分割会社は、会社法第789条第2項および第3項の規定に従い、2021年4月26日付の官報および同日付の電子公告において、債権者に対し、本件吸収分割に対する異議申述の催告を行いました。異議申述期限までに同条第1項の規定による債権者から異議の申し出はありませんでした。
3. 吸収分割承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、ならびに第797条および第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）
 - (1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第796条の2）
吸収分割承継会社においては、本件吸収分割は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

- (2) 反対株主の株式買取請求手続きについて（会社法第 797 条）
吸収分割承継会社においては、本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、吸収分割承継会社の株主による株式の買取請求はありません。
- (3) 債権者異議手続について（会社法第 789 条）
吸収分割承継会社は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に従い、2021 年 4 月 26 日付の官報および電子公告において、債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の催告を行いましたが、異議申述期限までに債権者からの異議の申し出はありませんでした。
4. 本件吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）
吸収分割承継会社は、本件吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約に基づき、吸収分割会社本件吸収分割対象事業の権利義務を承継いたしました。
5. 会社法第 921 条の変更の登記（吸収分割による変更の登記）をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）
2021 年 6 月 2 日

以 上